

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 9 回総会 次第	
日 時	令和 7 年（2025 年）12 月 24 日（水）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、5 番 小川和己、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、11 番 郷原均、 12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 10 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
議長（平井会長）	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（秋山補佐）	議長。4 番 小泉紀久夫、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、3 番 小島委員、4 番 小泉委員に お願いします。
議長（平井会長）	次に、日程第 1、報告第 24 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、 1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第 1、報告第 24 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告 します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について 11 月 11 日から 12 月 10 日までに受理し処理した案件に ついて報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 8 年 1 月 10 日に庭敷地へ転用のため、令和 7 年 12 月 4 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、11月11日から12月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の3～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年12月26日に駐車場へ転用のため、令和7年12月4日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年2月20日に専用住宅へ転用のため、令和7年12月10日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第36号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、議案第36号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料6ページの議案書、7ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。

	送付資料 7 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部、草木等が繁茂している状態でしたが、転借人は現地の状況を把握しており、今後、草刈り等の作業を行った上で、利用を開始することを確認しています。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、180 日となっています。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番 (石原委員)	議長。2 番。12 月 19 日 (金) 午前 9 時 30 分より、小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部草木等が繁茂している状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、今後、利用開始後に、草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 36 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 36 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 4、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 4、議案第 37 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料 8 ページの議案書、9 ページの参考資料をご覧ください。送付資料 9 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、200 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
5 番 (小川委員)	議長。5 番。12 月 19 日 (金) 午前 9 時 30 分より、石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。特段の問題は無いものと思われま す。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 37 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 37 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第 38 号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第 38 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料 10 ページの議案書、11 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 11 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、330 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番(石原委員)	議長。2 番。12 月 19 日(金)午前 9 時 30 分より、小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。特段の問題は無いものと思われま す。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 38 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 38 号は承認されました。 議案第 36 号から第 38 号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので本日配布しました議案第 36～38 号回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、その他、諸般の報告について、5 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 6、その他、諸般の報告について、5 件、報告い

たします。

諸般の報告1、令和8年度鎌倉市農業委員会総会日程について、報告いたします。

本日お配りしております、諸般の報告1 参考資料をご覧ください。委員の皆様におかれましては、スケジュール調整の程、よろしく申し上げます。

次に、諸般の報告2、令和7年度鎌倉市農産物品評会特別賞受賞者について、報告いたします。

お手元の「諸般の報告2参考資料」の資料をご覧ください。

11月29日（土）に山崎浄化センターにて農産物品評会を行い、同日行われた審査会での審査を経て、鎌倉市農業委員会会長賞につきましては、受賞者は「盛田 恭祐氏」に決定しました。

受賞品目は「ラディッシュ」です。

受賞者に対しては、11月30日（日）に実施した優良農業者・漁業者表彰式及び農産物品評会受賞者表彰式にて表彰を行いました。

なお、今回の出品数は149点で、昨年度と比較して71点（令和6年度は78点）多い出品数となりました。

次に、諸般の報告3、生産緑地地区の取得のあっせん協力について、ご報告します。

本日、お配りしました資料、諸般の報告3 参考資料①～③をご覧ください。まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。参考資料①の「生産緑地買い取り申出に関するフロー」をご覧ください。買い取り申出は、フロー図の左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後30年を経過した場合のみ行うことができます。市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限されることとなります。

この制限を解除できるのは、市も、農業者も買い取らなかった場合のみフロー図の右下のとおりとなります。

なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。（その人が主で農業をやっていたことの証明。）

本件については、令和7年11月10日に、土地所有者から市長に買い取り申出が行われ、令和7年12月9日付で、市としては申出地を買取らない旨の決定がなされたものです。

生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる旨規定されていることから、令和7年12月11日付で、鎌倉市都市計画課から当委員会に、あっせんについての協力依頼があったものです。

	生産緑地法第14条の規定により、買い取りの申し出があった日から起算して3ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったとき（誰も買い取らなかったとき）は、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなります。 農業者が当該地を農地として購入する場合は、農業委員会での許可申請手続きが必要であるため、対象地の購入希望の方の情報がありましたら、令和8年1月9日までに事務局に申請するようお願いください。 また、行為制限解除後は農業委員会への届出による農地転用が可能となります。なお、JAに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定とのことです。 次に、諸般の報告4、特定農地貸付に関する承認取消について、ご報告します。 お手元の「諸般の報告4参考資料」の資料をご覧ください。 本件は、令和7年7月総会で、議案として上程され、審議し、承認されたものです。令和7年12月に申請者から、鎌倉山での市民農園開設準備を進める中で、地域住民からの要望を受け、住民説明会（8月）を開催したものの、住民の多くが納得する結論には至らず開設を断念すると申し出がありました。申し出を受け、特定農地貸付に関する承認を取り消すこととしました。 次に、諸般の報告5、次回は、1月28日（水）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第9回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 12番	市川 幸子
議事録署名委員 1番	関 根 豊